

保護者様

灘中学校・高等学校  
校長 和田 孫博

### 感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法施行規則により、児童、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養及び他人への蔓延、流行を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。ご子息が下記に規定された感染症と診断された時は、出席停止期間を参考にご家庭で休養させてください。なお、治療を受けた医師に末尾の「登校許可証明証」の発行をお願いし、学級担任へご提出ください。(出席停止扱いになります)

種別	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ (H5N1, H7N9) 中東呼吸器症候群 (ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風疹 (三日ばしか) 水痘 (水ぼうそう) 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 解熱した後3日を経過するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 症状出現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好に なるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が、痂皮化するまで 主症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染の恐 れがないと認めるまで
第3種	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 O-157 腸チフス パラチフス その他の感染症	病状により学校医その他の医師 において感染の恐れがないと認 めるまで

\* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は、前項の規定にかかわらず第1種の感染症と見なす

きりとり線

### 登校許可証明証

灘中・高 年 組 番 氏名

病名

出席停止期間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関及び担当医氏名